

○衛藤晟一君 そうすると、普通、普通というか、法的にはこういう定義はありませんね、ちょっと私もこれを見てびっくりしたんですけれども。でも、法的にそうであるということで、この資料、そういう意味ではこれはちょっと何かとんでもない資料のような気がしますけれどもね。

それから、そのあとに、社会通念的には保険料を公的年金事業の健全かつ効率的な運営及び国民の信頼を得るに足る運営に反する費用に充てることを指しますと。そうすると、何かこの、法的にいても社会通念的にいても、この御説明によりますと、この法の持っている意味が全然混乱して分からなくなるんです、この定義では。これについてどうお考えですか。

○委員以外の議員（辻泰弘君） 一昨日に引き続きよろしくお願ひいたします。

前回の質疑におきましても、また、ただいまも財政法三十三条第二項に基づく流用についての御議論があったわけでございますけれども、しかし、流用という言葉を用いる法令の規定はこの財政法に限られるものではございませんで、例えば国際観光事業の助成に関する法律第五条では、補助金を国際観光事業の振興に役立たない用途に使用してはならないことを見出しで補助金の流用禁止とっております。また、鉄道軌道整備法第二十二条におきましても、融資金を当該融資の目的以外の用途に使用してはならないことを見出しで融資金の流用禁止とされているところでございます。

そもそも、この法律案の条文におきましては、流用という言葉は用いていないところでございますけれども、一般的に用いられる意味としては、岩波書店の広辞苑によりますと、一番目の説明として、決まった目的以外のことに融通して使用することとされているところでございます。また、有斐閣の法令用語辞典におきましては、流用とは元来は一定の目的に充てられた金銭、物品等をその目的以外の目的に使用することをいうとされているところでございます。

私ども民主党は、国民年金及び厚生年金保険の被保険者が納付した保険料の本来の使用目的は、国民年金の給付又は厚生年金保険の保険給付に充てることであると考えているところでございます。したがって、その目的以外に保険料を用いることは流用であると言ふべきだと考えております。このような見地に立ちまして、この法律案は、本来の目的以外に保険料を用いないこととするものであるがゆえに略称として年金保険料流用禁止法案と呼んでいるところでございます。

○衛藤晟一君 そうしたら、この参考資料というのはちょっと違うんですね。これ、いた
だいたんですけれども、今言った説明と全然違うんですけれども、こんなとんでもない参
考資料をいただけるんですか。それで審議しろなんていうのは大した話ですね。

(中略)

○衛藤晟一君 ちょっとその説明では、このあれでは、法律の根幹にかかわることです
から、流用規定を、法的には給付以外に充てるのが流用だと。ところが、この説明をいた
だいたわけですけど、予算を目の間で融通するとき、それで大臣の承認があればという
のが財政法上、法律上の、これ今回財政の問題だからやっているわけですから、その規定
ですけど、それと全く、判断ですけども、全く離れた、しかも通念上の言い方もね。

そうしたら、今おっしゃられましたようなことをどうしてこれにちゃんと書いておかな
いんですか。我々、参考資料として、審議するに当たって最低これだけの参考資料は欲し
いですよ。別にたくさんのは要求しませんでしたよ。これとマニフェストと、それ
と何か想定分、この二つのマニフェストと、そしてこの流用の定義と、それから二千億の
財源ということでありませぬ、これは。その中に、入口に書いている、この提案理由説明
の中にも書いておられますように、一番最初に年金保険料流用禁止法案と、法の一番骨格
に、その趣旨説明というわけですから、骨格にかかわるところの、全くおかしいじゃない
ですか。

これでいきますと、一体どうなるんですか。こんなを出してくるということは、それ
で審議しろということも本当はおかしいんですけども。

○委員以外の議員（辻泰弘君） まず、資料が十分なかったじゃないかという御指摘ござ
いましたけれども、さかのぼって考えますと、さきの国会における年金時効特例法案、与
党御提案のものがございましたけれども、それに関する資料も余り与党からはいただけな
かったということがあったことは申し上げておきたいと思えます。

それと、(発言する者あり) いや、それは十分私どもの意が伝わっていなかったことはお
わび申し上げなきゃなりませんけれども、率直なところ、議員立法のときは資料がそれほ
どないというのも現実だったと思いますけれども、この間の、私どもはかなりいろいろな
今までの政府の資料も分厚いものをお出ししたということは、その点はお認めいただき
たいと思うわけでございます。

それはそれといたしまして、この中身の議論でございますけれども、そもそも私どもは
本来の目的が年金給付にあるということにすべてを置いているわけでございます。すなわ
ち、年金給付以外の支出ももちろん無駄であると、すべてが無駄であるという前提に立つ
ものではございません。しかし、私どもが申し上げておりますのは、年金の保険料の徴収
というものの本来の目的は年金給付であると、こういった見地に立つわけでございます。

そして、それが今日的に必要な理解のところだと思っているわけでございまして、ですから、それ以外に使うことについては流用という言葉を使わせていただいたわけでございすけれども、それは一般的な用語であって、法律の中に流用という言葉を用いているわけではございません。

私どもが提出をいたしましたものに不備がありましたならば、それはおわび申し上げなけりやならないと思えますけれども、私どもが申し上げております意味はそういった意味でございまして。

○衛藤晟一君　そういう説明で済む話じゃないんですね。参考資料でこれだけ出して、一番の肝心の提案理由の最初にもこの流用禁止法案趣旨説明と書いてありますから、ですから、それについて最低のことを求めよと言ったところが、そうすると、今言っていることと、これは全部うそですから、違うじゃないですか。違うじゃないですか。

しかも、そのときに、前の何か審議のときで大変、済みません、私もそのとき、私まだ議席なかったものですから特に何とも言えないんでありますけれども、しかし、それをもって適当な資料でいいという言い方は非常に困るんでございまして、これは……（発言する者あり）

（中略）

○衛藤晟一君　また資料についても、こちらへいただいた資料は昭和二十七年から十九年の六兆八千億の保険料流用の総額と言っているんです、これね。だから、新しい法律云々じゃなくて流用の総額、過去についての話をちゃんとしているんです、皆さん方からいただいた資料はね。だから、この流用規定ということのこの言葉とこの全部の言葉が一つにならない限り、これはおかしな話なんです。

○委員以外の議員（辻泰弘君）　私どもは、先ほど申し上げましたように、保険料は年金の給付に充てる、それが本来の目的であるというふうな立場に立って、先ほどの定義も、一部不備があったかもしれませんが、その精神で一貫しているわけでございまして。そのような立場から見ますときに、保険給付以外の総額が幾らかということで作ったのがこの資料であり、そういった意味では保険料流用の総額と、そういうことになるということとでございまして。

○衛藤晟一君　それは、言葉はそんなむちゃくちゃに使ったらいけませんよ。それだったら、最初から、保険給付以外に支出した総額ということ言えばいいんですよ。

社会保険庁なんかは一体こういう問題をどう考えるんですか。この中で、本当の、いわゆる、じゃ、財政法上でもいいです、それからあと通用上でもいいです、そういうところ

をお互いに整理して、何をもって流用と言ってきたのか、その見解を求めます。

(中略)

○衛藤晟一君　ここは議論する席じゃないんで、質問でございますけどね。

五千万件も、実は私も当時、十年前、基礎年金番号つくったときに議員でしたからね、非常に責任を感じていますよ。これは、今言われたように、そのことの指摘を議会はだれもしなかつたんです。そして、社会保険庁は申請主義、裁定主義を取って、それでいくということではおいたんです。

だから、そういう意味では、それをちゃんとするために何年間でできるのかと。それから、それをどうするためにどれぐらいの人や金が掛かるんだという議論をしないままで来たということについて、やっぱり五千万件について、私どもも、これは当時みんなでその法律を作ったわけですから、基礎年金番号導入の、そして、その目的は一本化は何とかこれをすればできるだろうという具合にしましたから、そのことを私は実は言っているんじゃないから、これ、御答弁いただかなくて結構ですから、質問じゃありませんから。

これ、保険料流用の総額って書いてあるんです、今の資料ですよ、過去の資料ですよ。今、大塚さんたちが言っている新しい法律はまだできていないんですよ。できていないときに、保険料流用の総額とかいう資料を平気で出すと、これはどういうことですか。

それから、全部の、幾ら言ったって、また先ほどいろいろ何か流用についての定義を言われましたけれども、法的には云々、社会通念上は、全くおかしい話ですよ。だから、ここで僕は、合っているのは、社会通念的には保険料を公的年金事業の健全かつ効率的な運営及び国民の信頼を得るに足る運営に反する費用に充てたというこの意味では、いわゆる本来の目的以外に使ったのではないのかということが起こってきた。だから、それが国民が納得できないということであるという意味において、一般的に言ってよく理解できます。

それであるならば、この整理の仕方もちょっとおかしいですね、流用と一貫してくるのは。これに、だから、そこのところは全くおかしい資料ですけどもね。

だって、これ、保険料流用の総額と書いてあるの、どう説明するんですか。法律できていないんですよ、そんな法律は。それ、何で勝手にこれ流用と言えるの。で、そんな資料平気で出すの。

○委員以外の議員（辻泰弘君）　改めて申し上げておきたいと思っておりますことは、私ども申し上げております流用というのは、いわゆる先ほど御説明もございました財政法上の流用とは違うわけでございます。そしてまた、私どもの法案自体には流用という言葉は入っておりません。

私どもが使っております言葉は一般用語としての流用ということを行っているわけですけども、その私どもの思いは、流用とは被保険者が納付した保険料を年金の保険給付以

外に充てることだと、こういった見地に立っているわけでございまして、私どものその定義の中において、私どもが民主党の立場で提出した資料については、そのことについては一貫性を持っていると、このように思っております。

○衛藤晟一君 それは、あなた方の立場からすれば一貫性を持っていると言うけれども、これはみんなに出す資料ですからね。できてもいない法律でもって、そして保険料流用の総額としてぱっと頭だけ書き換えたり、それから全く社会的に通用するかどうか分からないけれども法的にはということで、こういう形でしゃあしゃあと出してきて、そして審議しろというのはいかがなものですかね。

それから、そういうことで本当に今までのいろいろな福祉施設の整理等をやってきたんですかね。赤字だから、今おっしゃいましたけれども、蓮舫先生がね、本来の目的以外に使ったのではないのかと。いわゆる妥当性が、法律的には違法でなかったかもしれないけれども、後でやっぱり議論をされてきたよと、だからこそやり変えたんじゃないんですかね、これは。私どもがみんなで、皆さん方の指摘もいただいたから。

そうなる、そういう意味において妥当性を欠いた部分というのは何があったかという、今お話がありましたのは、またグリーンピアや、何ですか、もう一つの、サンピア等の赤字。だから、赤字だったから悪かったと言っているんですか、これは。

(中略)

○坂本由紀子君 私は今の答弁は全く納得できないですが、この法案はただ単に財源を付け替えるだけです。それだけの法案です。そんなことでおっしゃっているような年金に対する抜本的な改革、国民に対する信頼の回復ということができるのでしょうか。これだけの貴重な時間を費やしてやったところで、何のための法案ですかということについてそのような御答弁では本当におかしいと思います。

前回質問をしたときにも辻議員は、昨今の社保庁のずさんな行政により国民の年金に対する信頼は完全に失われてしまったというふうにおっしゃいました。だから、国民の信頼を回復するには社保庁のずさんな行政運営、これを解決しなければならないんだということをおっしゃっているわけです。また、大塚議員も、広報だとか教育という漠然とした定義で予算計上されると詳細をトレースできないとおっしゃいました。国費について全く同じ条文を持っていていらっしゃいますから、税金は大塚議員の弁をかりればできないわけですよ。そういう法案で本当に民主党はいいと思っていられませんか。これで国民の年金に対する信頼が回復できると何を根拠におっしゃるのでしょうか。納得できるように御説明ください。

○委員以外の議員（辻泰弘君） 私どもの申し上げておりますことは、かねてより言っておりますとおり、保険料の使途を保険給付のみに限るということを申し上げているわけでございます。そのことの意味は、あらゆる無駄遣いの温床を完全に除去すると、あらゆる無駄遣いの温床を除去すると、そのことにあるということだと考えております。

○委員以外の議員（大塚耕平君） 私もよろしいですか。

（中略）

○坂本由紀子君 保険料を税金に付け替えて、その税金の無駄遣いはあり得ます、そんな法案を国会で審議するわけにはいかないと思います。まともに答えていただかないのであれば、私はもうこれ以上審議できません。

○委員以外の議員（辻泰弘君） 前日も御議論させていただいたところでございますけれども、税金から保険料へ付け替えたのは十年度以降の特例的な対応によってでございます。ですから、そもそも付け替えたのは政府の方から付け替えられたのであって、私どもが申し上げているのは元に戻すということを言っているわけでございます。そしてまた、その付け替えられた十年度以降の財政構造改革法あるいは財政特例法によってでございますけれども、この十年度以降の付け替えた、私どもから言ったら付け替えたその中で正に保険料のいろいろな無駄遣い等々の事象が発生をし信頼が失われてきたと、このように理解すべきではないかと思っております。

○坂本由紀子君 私が質問していることについてお答えいただけないので、税金の無駄遣いがあるって当然だなどという答弁に対して、私はこれ以上この法案について審議することはできないと思います。

だって、そうですよ、税金についての無駄遣いについては歯止めができていません、それは追って議論をしましょうという言い方ですから、税金についての無駄遣いについてはあり得るという言い方で御答弁なさったわけですから、私はこんな無責任な法案を国民に対して、税金を納めていただいている国民に対して審議するわけにはいかないと思います。

（中略）

○西島英利君 というようなお話をお聞きして、本来の質問に入らせていただきたいと思っております。

まず、前回の質疑で、私は年金制度改革案について、今回の案について議論をさせていただきましたが、時間が来てしましまして、一番肝心の消費税の部分で辻委員から肝心かなめの実は答弁をいただけませんでした。

それはどういうことかといいますと、消費税との絡みでございます。現在の消費税収は十三・三兆円、このうちの五・八兆円は地方財源、つまり地方消費税、地方交付税に充てられています。これは前回私はお話をしたと思います。また、残りの国の分の消費税収七・五兆円は基礎年金、これが六・六兆円入っていますけれども、だけでなく、老人医療や介護のための経費にも充てられています。消費税収の全額を基礎年金給付にのみ充てるのであれば、この地方財源、老人医療四・二兆円、介護一・九兆円のための財源をこれは別途調達しなければならないわけですね。これはもう前回、私はたしかお話をしたというふうに思います。

これだけの大変な金額を無駄の排除で捻出することができるのでしょうか。お教えいただきたいと思います。

○委員以外の議員（辻泰弘君） まず先ほどの件につきまして、蓮舫議員からちょっとコメントさせていただきたいと思います。お願いします。

○西島英利君 要りません。要りません。

○委員長（岩本司君） 発議者が求めていますけれども、よろしいですか。

○委員以外の議員（辻泰弘君） 事実関係です。

○西島英利君 時間がないんです。時間がないんです。

○委員長（岩本司君） この質問に対してですね。蓮舫君。

○蓮舫君 事実関係についてでございますが、先ほど西島委員がおっしゃったことに対して、四月九日の私どもが引用させていただいた議事録は長妻議員ではなくて城島議員のものであるということを言わしていただきたいと思います。（発言する者あり）

○委員長（岩本司君） 質問に対してでございますか。辻泰弘君。

○委員以外の議員（辻泰弘君） 消費税についての御質問でございます。

前回も申し上げたところでございますけれども、私どもは、マニフェストにおきましても消費税の引上げは必要ないと、またその状況でもないということを申し上げてきているところでございますけれども、前回も申し上げましたけれども、現在の基礎年金給付十九兆円、そのうち国庫負担七兆円、十二兆円が各制度からの拠出金と、こういうことで成り

立っているわけでございますけれども、私どもが言うておりますように、十三兆円の消費税全額を年金財政に充当いたした場合に、その各制度からの拠出金を維持するという考え方に立っておりますので、その意味からいきまして、年金財政の面から問題になることはない、このことを申し上げたところでございます。

そして、今お示しの点は、私どもがマニフェストで申し上げております十五兆三千億のそのことについての御質問だろうと思うわけでございます。その中で私どもが、現在七兆円の税収が国庫負担という形で投入されていると、元々十三兆円の消費税、おっしゃったように一%は地方に行っている、残りも地方交付税を経由して行っているところでございますので、四十数%が地方に充てられているという状況だと思っておりますけれども、私どもは、消費税の五%相当分はすべて年金の基礎部分に投入すべしと、こういった考え方に立っておりますので、そういった見地から、七兆円引いた六・三兆円を政策経費に充てると。そして、その財源としては、無駄の除去、無駄を省くことで得られる財源ということで十五兆三千億を掲示させていただいているところでございますけれども、それは私どもの別の政策議論にもつながるわけでございますけれども、私どもといたしましては、現行の制度の中で多くの無駄があると、そのことによって、それを削減することによって充当すべきだと、こういう立場に立っているわけでございます。

○西島英利君 私は、これはマニフェストにはっきりと書いておられるわけですよ。そして、消費税は上げないと言われております。そして、消費税は全額これに投入すると言われております。

ですから私が今御質問をしたのは、じゃ、地方に行っているこの財源をどこから捻出してくるのかということをおしは申し上げているんです。全くこれ答弁になっていませんよ。これじゃ審議できないですよ。

○委員以外の議員（辻泰弘君） マニフェストで明示させていただいておりますように、十五兆三千億の内訳は、補助金の一括交付等による無駄の排除六兆四千億円、談合、天下りの根絶による行政経費の節減一兆三千億円、特殊法人、独立行政法人、特別会計等の原則廃止三兆八千億円、国家公務員総人件費の節減一・一兆円、所得税等税制の見直し二・七兆円ということございまして、そのような基本的な方針の下に取り組んでいくということをおしはとしては考えているところでございます。

なお、付言させていただきますと、私どものマニフェストについてのいろいろな御指摘をいただいているわけでございますけれども、自民党のマニフェストを拝見いたしましても、かつての、かねてより申し上げておりますけれども、三年前の公約であるところの基礎年金部分の三分の一から二分の一の引上げについて、するということを明示されているわけでございますけれども、そのことについての財源は今に至るも明示されていない、このことは申し上げておきたいと思っております。

○西島英利君 ちょっと、それ、すり替えですよ。私どもは、三分の一から二分の一に税

を入れると、そのための手当てをどうするのか。これは参議院選挙が終わった後に税制改革の中で抜本的にやっっていかなきゃいけない。我々は、だから二年後なんですよ、二分の一に上げる。だから、これから例えば消費税も含めた議論をしていかなきゃいけない。ところが、おたくたちは消費税を上げないと言われている。だから、どこで財源をじゃ捻出してくるのかということをお先ほどから何回も聞いているわけでございます。

今おっしゃったような話を、辻議員が山本議員の答弁のときにそういうことを言っておられるんですよ。私どもの方に二千億のことをおっしゃって、それはもっともだと思っんですけども、しかし、お立場上、与党として三年前に三分の一の基礎年金の国庫負担を二分の一に引き上げるといっておっしゃって、安定した所要の財源を税制改革によって確保してと、こういったことをお約束していただいているわけでございますけれども、そのことについて、それは二兆五千億要るわけですけども、そのことについて何ら提示がなされていないお立場の与党から二千億の財源を出してないのはけしからぬじゃないかと言われるのは、いささかちょっと一面的なような気がするわけでございますと。

これは逃げですよ。おたくたちは消費税は上げないと言われた。我々は消費税の議論もきちんとしてやっっていこうと。しかも、プライマリーバランスを二〇一一年までにやるためには、これはやっぱり消費税も考えていかなきゃいけないというのは、この前の経済財政諮問会議、それから二〇〇六年の骨太の方針、それもそういうことを書いてある。だけど、おたくたちが消費税を上げないと言われるから、私はここをしつこく聞いているんですよ。どうぞ。

○委員以外の議員（辻泰弘君） まず、さきのマニフェストにおいての、自民党のマニフェストを拝見いたしますときに、基礎年金の国庫負担の割合を平成二十一年度までに二分の一へ引き上げるため所要の法整備を行うと、これが過般の参議院選挙における公約だったわけでございます。

今、消費税ということをおっしゃいましたけれども、このマニフェストの中には恐らくそういう消費税ということは入ってないんだろうと思います。

○西島英利君 ちょっと今のは。

○委員長（岩本司君） 発言中、発言中ですから。

○委員以外の議員（辻泰弘君） それから、十五兆三千億の財源ということでは先ほど五項目申し上げましたけれども、その中についての御議論はあるにいたしましても、私どもといたしましてはその考え方をさせていただいているところでございます。

○西島英利君 厚生労働省、分かれば答えていただきたいんですが、消費税を上げるときには法律変えなきゃいけないんでしょう、変えなくていいんですか。もし分かれば。年金局長、いかがですか。

○政府参考人（渡邊芳樹君） お答えいたします。

年金局所管の税制というわけではありませんが、消費税の税率の引上げのためには消費税法の改正をお願いせざるを得ません。

○西島英利君 ということですよ。ですから、何もうそは書いてないし、正確なことを自民党は書いているんですよ。

ですから、何回も申し上げますけれども、この財源をどうするのか。先日の朝日新聞の社説でも、財源が一番大事なんだと、これを、財源をきちんと明示しなければこの法案成り立たないみたいなことを朝日の社説が書いている。ですから、私は先ほどから何回も何回もこの話をしているわけでございます。

それから、先ほども坂本委員からも御質問がありましたけれども、このマニフェストの中には、つまり今までの拠出金、これはそのままやるということは書いてない、全部、全額消費税で充てると書いてある。どうぞマニフェスト読んでください。民主党さんが出されたマニフェストですから。

○委員以外の議員（辻泰弘君） 先ほど坂本議員が西島議員に引き継ぐと言われたことにかかわることでございますので、そこも併せて申し上げておきたいと思っております。

まず、本質的な部分は何もしていないのはなぜかという御指摘だったわけでございますけれども、まず、民主党は既に、平成十六年四月、十二月、二回にわたりまして年金制度の抜本的改革を推進する法律案を提出しております。その中で、公的年金制度の一元化、最低保障年金の創設、歳入庁や納税者番号制度の創設など、民主党の年金制度改革の基本方針を明示してきたところでございます。その考え方に即して選挙時のマニフェストを作成し、国民の皆様方にもお訴えをさせていただいてきたところでございます。

そのことを踏まえつつ、民主党が今時提出いたしました法案は、いかなる年金制度の下においても緊急に措置されるべき流用禁止について提案をさせていただいたものでございます。同時に、私どもからいたしますところの流用が恒久措置となる最初の年となる平成二十年度の予算編成に何としても間に合わせなければならない、そこで私どもといたしましてはストップを掛けなければならないと、このような思いを込めて提出させていただいたところでございます。

もとより、民主党としての年金制度の抜本改革を一層具体的な形で今後速やかに提示したいと考えておりまして、党内で検討しているところでございます。

もう一点、拠出金のことをおっしゃったわけでございますけれども、先ほども申し上げました法案の中でも、民主党の、年金制度改革の実施前の公的年金制度は存続するものとするということを明記しているところでございます。その考え方に即して、選挙時のマニフェストにおきましては、最低保障年金という新制度への切替えに当たっては十分な経過期間を取り、また既に年金を受け取っている人への給付水準や、既に保険料を支払った期間に対応する部分の給付水準は維持しますと主張してきたところでございます。

御質問の御趣旨は、さきの参議院選挙の際の民主党のマニフェストにおける基礎（最低

保障)部分の財源はすべて税とすると、その部分についての御質問ではないかと思うわけですが、それは抜本的な改革の断行の原則として掲げておる、そのことは明記しているところがございます、完成時の姿を示すものでございます。

民主党の最低保障年金制度創設の改革案はあくまでも十分な経過期間を取ることを前提にしたものでございまして、現行の基礎年金給付を支えている各制度からの拠出金をすぐに廃止するという事を申し上げているものではございません。

○西島英利君 いや、マニフェストにそのことを全く書いてないわけですからね。国民は、皆さん方が御提示されたマニフェストを読んで、ああ、自分たちも年金をこの保険料を払わなくたってこれでもらえるようになるんだと。それは企業だってそうだと思いますよ。拠出金がなくなれば負担が減るわけですから。

ですからそういう意味で、やはりこのマニフェストは私はミスリードになっている可能性は十二分にあると、これは一点、間違いではないだろうというふうに思っています。

それから、いろんなところから無駄をとということでございますが、厚生労働省の予算、これは先日も、二十兆円の中のたった一%ですと、二千億円。冗談じゃないですよ。医療や介護や、そういうところがどんなに苦しみながらこのシーリングに協力してやってきているのか。それは、二〇一一年のプライマリーバランスを黒字にすると、そういう大義名分があったからなんです。ですから、そこにはほとんど無駄がない。もう脂肪は取りづらい、私は太っていますけれども、もう脂肪は取れているんですよ。

そこで、厚労省の予算二十一・五兆円のうち、二十・二兆円は年金、介護、医療といった給付の費用なんですね。政府全体のシーリングが、もう本当に高いシーリングでございますから、血のにじむような思いで実際にこの仕事をこの環境の中でしている人たちは大変な思いをしている。そして、このほか、例えば原爆被爆者手当の交付金といった法律など、これ支出が決まっている義務的な経費、これが約三千億。人件費二千四百億を除けば残りの部分は約七千五百億円しかないんですよ。しかも、この中の大半は、今まさしく言われている医師確保のための経費とか、地域の子育て支援のための経費とか、様々な国民の生活を守るために不可欠な経費であること、これは間違いない。

先ほど辻議員もおっしゃいましたし、足立議員もおっしゃいました。今必要なのは何なのか。たくさんあるんですよ。だけれども、予算に限度があるからそれをなかなかできない、我慢しなきゃいけない部分があるんですね。ですから、年金給付、今からこれを税でやる。今急いでやらなきゃいけない話ですか。

しかも、もう一つ言えることは、実は年金積立金の運用収益、これが今どんどんどんどん伸びてきているんですよ。平成十八年度が三兆七千六百八億円。平成十九年度はもう既に、これ第一・四半期まででございますけれども、二兆三千七百五十二億円。これを、まあこのままいけば、四倍すれば八兆円近い金額になる。

しかし、保険料の話をされていますけれども、こういう積立の運用益をどう考えるのか。保険でございますから、運用益がなければ保険は成り立たないですね。この議論がほとんど出てこない。一体それはどうなるか。

例えば、もし保険料は一切びた一文使わないというのであれば、この運用益の中で運用するという事は、これは十二分にあり得る話ですね。そのためにその運用をする基金は必死になって頑張ってもらわなきゃならない、できるだけ無駄をなくし。だから、そういうことをやっぱり抜本的に議論をしながらこういう法案というのは提案されることが私は重要じゃないかなと。そういう議論がないまま信頼を確保するためにこれをしなきゃいけない。だけれども、その信頼を確保するための職員組合の、要するに、職員の皆さん方がこんなでたらめな状況の中でそのまままた運用していく。本当にそれで信頼というのは得られるんですか。私はそれを聞きたいと思いますが、いかがでございますか。

(中略)

○山下栄一君 ちょっと説明と考えるのはひどい。だから、厚生年金は所得比例部分もあるから、それは極めて全国民が税金で負担するというのはちょっと適していないのではないかとこのことを申し上げました。

ほかの社会保険ですね、例えば雇用保険とか、健康保険の政管健保は社会保険庁がこれ、政管健保は社会保険庁なんですね、所管が。それで、健保組合、一般企業の健保組合もありますけれども、この事務費は全額国庫負担じゃないんですよ。雇用保険もそうだし、健康保険の政管健保は正に社会保険庁の仕事で、その事務費はもうこれは保険料でやられていると。それなら、これちょっと話が合わぬのではないか、年金だけはというのはよく分からないと。御答弁、済みません。

○委員以外の議員（辻泰弘君） 先ほどのことでちょっと付言させていただきますけれども、所得比例部分はちょっと違うんじゃないかと御指摘でございましたけれども、制度発足当初から厚生年金、共済年金共々に所得比例部分を持っているものについての事務費も国庫負担されてきていると、こういうことだと思います。

すなわち、その精神は皆年金という考え方の下に国民年金の方々、厚生年金の方々、共済年金の方々、そういったトータルとしての皆年金を下支えするという意味合いにおいて事務費の全額国庫負担ということであったと、このように思っているところでございます。

さて、他保険との比較ということでございますけれども、おっしゃったことは除いて申し上げますけれども、それ以外の保険で申し上げますと、例えば国民健康保険、市町村国保がございましてけれども、これらの事務費には市町村の一般財源が充てられているわけでございますけれども、これに対しては国の交付税措置の対象となっているということがあられるわけでございます。また、介護保険もそうでございますけれども、介護保険におきましても市町村の一般財源で……

○山下栄一君 そんな聞いてないのに。

○委員以外の議員（辻泰弘君）　ちょっと済みません。

介護保険におきましても一般財源でされており、国の交付税措置によって措置されている、こういうことになるわけでごさいます、そういった意味で年金、例えば国民年金も二十歳以上全国民対象ということでございませけれども、また介護保険も四十歳以上が全国民対象、それから今度の後期高齢者医療も七十五歳以上対象ですから、全国民を対象とするものについての事務費については税で面倒を見ていると。主体によって国税、地方税というような違いがあるわけでごさいますけれども、全国民を対象としているものについては、事務費についての税で、税としての措置がなされていると、このように理解しております。

○山下栄一君　辻議員、それは全然あんた、ちょっとおかしいよ。

確認で、要するに雇用保険、僕、国民健康保険は言うてないからね、政管健保の健康保険言うてるんだから。それは社会保険庁の仕事でしょうと。それにかかわるお知らせとか相談とか、そういうのは事務費なんやから。それは保険料でやっているんですよ、今。

それから、健保組合のものも、あれ全額税金でやっていますか。

○政府参考人（吉岡荘太郎君）　御答弁申し上げます。

社会保険関係、各制度ございませけれども、総じて事務費には保険料を充てるという形で運営されていると、このように承知しております。